

# 今後の協議会の取組みについて(令和8年度の開催に向けて)

来年度の協議会の取組み・協議会の開催にあたって、以下について検討する。

## ①法改正等の周知の充実

- ・近年相次いで取引環境の適正化やドライバーの賃上げに向けた法改正が行われている。  
これら新しい規制を遵守した上で、トラック事業者・荷主等も含めたサプライチェーン全体で協力し、取引環境の適正化やトラックドライバーの労働環境の改善に取り組んでいく必要があることから、本協議会として法改正等の周知を図るためのリーフレット作成や、荷主を含め事業者向けの説明会を実施する。
- ・着荷主の理解や協力の浸透が必要不可欠であることから、着荷主へ周知について効果的な手法を検討する。

## ②来年度協議会の議題の検討

- ・各委員からの発表に加えて、改正貨物自動車運送事業法にかかるアンケート調査(資料2)や毎年国土交通省が実施する全トラック事業者を対象とした調査(悉皆調査)の結果に基づき、荷主の立場、トラック事業者の立場から、より実態に沿った議論の時間を設けることを検討する(なお、荷主への要望や、個別の状況を訴える場ではないという前提の議論とする)。
- ・本協議会での議論を踏まえて、各委員が実施する具体の取組みについてを検討する。  
(例. 協議会の取組みを周知すること、「物流DX」を推進していくこと等)

## ③荷主等団体への要請活動

- ・荷主等団体に物流の2024問題への対応や法改正に関する周知について要請活動を実施する。